

平成30年10月

顧問先各位

## 年末調整につきまして

前略 平素より大変お世話になっております。

さて、今年もまた年末調整の時期が近づいて参りました。今年には配偶者(特別)控除制度の改正により、申告書が変わっております。例年よりお早めにご準備の上、別紙「年末調整チェックリスト(事業所全体)」記載の書類をご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、従業員の皆様に申告書を記入いただく際は、「年末調整チェックリスト(個人)」をご活用ください。

草々

- ・ **申告書**は必ずご提出ください。(2ヵ所以上から給与を受けていて、貴社が従たる給与たる場合を除きます。)
- ・ 申告書には**個人番号**を記入いただいでください。
- ・ 当事務所に確定申告をご依頼いただいている方につきましては、確定申告で所得税を再計算することになりますので、年末調整はせずに源泉徴収票のみ発行させていただきます。
- ・ 年末調整と同時に来年の住民税の徴収方法を申告しますが、原則、**特別徴収**(会社が給与天引きして、会社が納付する方法)にて申告させていただきます。

近年、市町村からは原則通りの特別徴収を求められており、普通徴収(本人が自ら納付する方法)にするには一定の事由を求められるためです。



## 平成30年分 年末調整チェックリスト（事業所全体）

	提出	該当なし	項目
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	皆様の申告書
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 2月お支払い分までの給与・賞与の明細
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年末調整不要・源泉徴収票発行リスト ご自身で確定申告されるために年末調整が不要で、源泉徴収票の発行のみ必要な方につきまして、別紙のリストにご記入ください。
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	当事務所以外に源泉所得税を差し引いて支払った報酬の支払先、報酬額、源泉所得税額（税理士、社労士、司法書士、弁護士等の報酬の請求書・領収書写し等）
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地代・家賃の金額、支払先、住所
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	各種記入用紙（源泉所得税納付書、法定調書合計表、給与支払報告書の総括表、償却資産申告書）
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	償却資産申告書の提出をご依頼くださる場合 ⇒ 本年中に購入、売却、廃棄されました該当資産がありましたらお知らせください。
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本年中の新入社員の方が外国籍の場合は、その旨お知らせください。

※ 2は、当事務所に給与計算をご依頼くださっている場合は不要です。

※ 2、4、5、7は、当事務所に毎月の会計資料をお預けくださっている場合は不要です。

# 平成30年分 年末調整チェックリスト（個人）

お名前

	済	非該当	項目
1	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<b>【全員】 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書</b>
①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	全員の個人番号を記入しましたか。
②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平成31年1月1日時点の住民票の住所を記入しましたか。
③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	扶養親族の住所を記入しましたか。
④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害者の方がいる場合、C欄に記入しましたか。
⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	配偶者と離婚・死別した方は、寡婦・特別の寡婦・寡夫に該当しませんか（該当する場合、C欄にチェック）。
⑥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本年中に亡くなられた扶養親族についても記入しましたか（本年の扶養に入れられます）。 異動月日及び事由欄にその旨記入してください。
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>【該当者】 給与所得者の配偶者控除等申告書</b>
①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	配偶者については必ずご記入ください（中頃の合計所得額の表 ⇒ 上部の判定）。 ※配偶者の合計所得の表をご記入くだされば、他は空欄でも年末調整を承ります。
			<b>【給与所得】 収入金額 (a) が1,618,999円以下なら、65万円を引いた額が所得金額(a-b)</b> 例:収入金額が103万円なら、所得金額は38万円
			<b>【雑所得(公的年金等)】</b>
			ア 65歳以上 収入金額 (a) が330万円以下なら、120万円を引いた額が所得金額 (a-b)
			イ 65歳未満 収入金額 (a) が130万円以下なら、70万円を引いた額が所得金額 (a-b)
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<b>【該当者】 給与所得者の保険料控除申告書</b>
①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本年分の保険会社等発行の証明書類を添付しましたか。
②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	給与天引き以外の国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険料、国民年金等の保険料の記入忘れはありませんか。
③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ご家族の社会保険料を代わりにお支払いされた場合、その分も記入しましたか(例:学生である子供の国民年金を親である所得者が支払った場合)。
4			<b>本年中に前職がある場合</b>
①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	前職の本年分の源泉徴収票を添付しましたか。
5			<b>住宅ローン控除（2年目以降）がある場合</b>
①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本年分の「年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等控除証明書」を添付しましたか。
②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	金融機関発行の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」を添付しましたか。
③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	連帯債務のときは、負担割合を①の備考欄に記入しましたか。
5			<b>非居住者を扶養する場合</b>
①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	親族関係書類と送金関係書類を添付しましたか。

こちらのチェックリストは提出不要です。  
書類準備のご参考にしてください。

## 平成30年分 年末調整不要・源泉徴収票発行リスト

- ◆ 年末調整をせずに、源泉徴収票をお渡しするのみの方 ※年調未済として、源泉徴収票をお作りいたします。
- ※該当者なしの場合は不要です。

貴社名：

フリガナ お名前	性別	マイナンバー	生年月日	住所(住民票住所)
	男・女			〒
	男・女			〒
	男・女			〒
	男・女			〒
	男・女			〒
	男・女			〒
	男・女			〒
	男・女			〒
	男・女			〒
	男・女			〒
	男・女			〒
	男・女			〒

該当される方

- ▲ 確定申告をされる方
- ▲ 2か所以上から給与を受ける方で、貴社が従たる給与の場合（多くがご自身で確定申告が必要になります。）
- ▲ 2か所以上から給与を受ける方で、貴社が主たる給与の場合でも、従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方（ご自身で確定申告が必要です。）
- ※ただし、給与収入の合計額が150万円以下で、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下の方は確定申告不要（年末調整）